

一般社団法人長崎県鍼灸マッサージ師会 沿革

昭和56年

中央団体の業界団体再編成に伴い、厚生省よりの通知に基づき、既存の団体 社団法人長崎県鍼灸マッサージ師連合会を「県鍼灸師会」「県あん摩マッサージ指圧師会」「県鍼灸マッサージ師会」を新たに結成する方向で合意。団体設立に向け着手。

昭和57年6月6日（日）

設立総会開催

昭和57年10月20日

社団法人設立許可申請に対し、主務官庁である県より、社団法人として許可される。
事務所：長崎県北高来郡飯盛町

昭和56年7月9日

労働基準局と労災保険協定を締結。

昭和62年4月19日

定期総会において「組織部」設置を議決。

平成2年7月6日

生活保護医療扶助の鍼灸マッサージ施術に関する協定を締結。

平成2年11月～平成3年5月

免許の国家資格への制度変更に伴う「厚生省指定講習会」が実施される。

平成3年4月21日

定期総会において「青年女性部」設置を議決。

平成3年

6月3日の雲仙普賢岳噴火による火砕流発生に伴い、本会会員17世帯21名が避難を強いられ、全鍼師会および各県師会から多くの支援をいただく。

平成4年

主務官庁である県に対し、以下について定款の一部変更認可申請を行い、認可された。

- ① 定款第11条（種別）（3）常任理事の数を「6名以内」から「8名以内」に改定。
- ② 役員改選による新会長就任に伴い、定款第2条（事務所）の所在地を「長崎県北高来郡飯盛町」から「長崎県西彼杵郡時津町」に改定。

平成5年9月

本会シンボルマークについて会員より公募し制定。

平成7年7月16日

(財)東洋療法研修試験財団の事業「生涯研修」実施についての通知があり、本会学術部研修会について制度に則り参画を開始。

平成13年

主務官庁である県に対し、以下について定款の一部変更認可申請を行い、認可された。

- ① 役員改選による新会長就任に伴い、定款第2条(事務所)の所在地を「長崎県西彼杵郡時津町」から「長崎県長崎市新地町4番10号松原ビル201」に改定。
- ② 定款第5条(事業)の項目に、「(8) 介護保険に関する事業」を新設。

平成17年

主務官庁である県に対し、以下について定款の一部変更認可申請を行い、認可された。

- ① 役員改選による新会長就任に伴い、定款第2条(事務所)の所在地を「長崎県長崎市新地町4番10号松原ビル201」から「長崎県諫早市下大渡野町2687番地」に改定。

平成19年

主務官庁である県に対し、以下について定款の一部変更認可申請を行い、認可された。

- ①第11条4号について、理事の定数を「10人以上15人以内」に改正。
- ②第12条1項について、「ただし必要があるときは、会員以外の者から選出することを妨げない。」

平成20年

定期総会において「公益法人制度改革対策委員会」設置を議決。

平成23年

定期総会において一般社団法人移行認可申請に要する以下の事項について議決。

- ①定款(案)
 - ②入会及び退会に関する規程(案)
 - ③会費等に関する規程(案)
 - ④事業・組織体系図(案)
- (同総会において、組織強化部新設及び青年女性部廃止を議決。)

平成23年12月12日

一般社団法人移行認可オンライン申請。

平成24年3月22日

主務官庁である県知事より、一般社団法人移行認可申請について認可書到達。

平成24年4月1日

「特例社団法人の名称変更による一般社団法人設立登記申請及び特例社団法人解散登記申請」を行い、当該登記を完了した。

平成24年

定時社員総会において定款の一部変更を以下のとおり議決。

- ①第26条（報酬等）
- ②第33条（事業計画及び収支予算）
- ③第34条（事業報告及び決算）
- ④第36条（残余財産の帰属）

なお④の変更については、「公益目的支出計画等変更届出書」により行政庁へ届出。